

各麻薬卸売業者 }  
各麻薬小売業者 } 様  
各向精神薬卸売業者 }

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

1 道における取扱い

- (1) 役員の範囲については、昭和57年9月24日付け薬麻第589号厚生省薬務局麻薬課長通知「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」において、示された範囲であること。
- (2) 新たな役員の診断書については、別添の様式を標準様式とすること。  
なお、麻薬取扱者又は向精神薬営業者から、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第169号。以下「改正省令」という。）による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「改正施行規則」という。）第1条の4及び同施行規則第14条の4の規定を満たす診断書の提出があった場合は、受けること。
- (3) 改正施行規則第1条の4の規定に基づく変更届出には、新たな役員の診断書に加え、変更後の担当役員の業務分担を示す組織図及び登記の謄本の添付が必要であること。
- (4) 改正省令施行日（令和4年4月1日）前に変更届出があった場合は、受けること。

2 通知掲載先

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-yakumu.html>

薬物対策係

TEL 011-231-4111(内 25-333)

FAX 011-232-4108